

質問及び回答（令和7年度観光客向け手荷物預かり・当日配送業務）

	質問	回答
1	手荷物預かりサービスについて、受付の時点で複数日の預かりを受けられる仕組みが必須か。	受付窓口を設置する各会場では、運営時間終了後の荷物の保管が不可能であることから、複数日の預かりは不可との運用として差し支えありません。 なお、運営時間終了後に受託者が手荷物を引き取り、各会場内に手荷物を保管しない体制を構築できる場合には、複数日の預かりを受け付けることを妨げるものではありません。
2	手荷物預かりサービスについて、当日引き取りに来る予定だったものが、翌日以降引取となった場合、追加料金を徴収する想定はしているか。 その場合、対面にて徴収する形で想定してよいか。	ご認識のとおり、当初の予定日以降に引取となった場合には、引取時に追加料金を徴収することが想定されます。
3	当日飛び込み客への対応は何か想定しているか。	手荷物預かりサービスについては、基本的に事前予約は想定しておらず、運営時間内は随時サービスを提供することを想定しています。 一方、手荷物当日配送サービスについては、配送対応に一定の準備が必要であることを鑑み、原則事前予約制とし、予約のない利用申込みはお断りしても差し支えありません。 なお、受託者が対応可能な場合は、当日中の受付を妨げるものではありません。
4	業務仕様書4.(4).クについて、「道内各地の宿泊施設等から当窓口宛てに、観光客の手荷物が配送された場合」とあるが、送り状の作成や仕組みも当方で構築する必要があるか。 あくまでも何かしらの形で到着した手荷物への対応が出来れば良いのか。	当窓口宛ての配達体制の構築は不要です。 別に手荷物配達サービス等を実施する民間事業者等が、当窓口宛ての配達体制の構築を希望した場合に、当該事業者と調整の上、手荷物の受取や保管、持ち主への返却等の対応を行うことを想定しています。